

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 元 年 1 2 月 1 7 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和元年12月17日

開 議 午前9時30分

- 日程第1 議案第 88号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正)
- 日程第2 議案第 89号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第 90号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第 91号 岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第 92号 会計年度任用職員制度の導入のための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第 93号 岩出市農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域活性化基金条例の制定について
- 日程第7 議案第 94号 岩出市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第8 議案第 95号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第 96号 岩出市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第10 議案第 97号 岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 98号 岩出市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第 99号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第 100号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第 101号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第 102号 令和元年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第 103号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第 104号 令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第 105号 市道路線の認定について

- 日程第 19 議案第 106 号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 107 号 根来さくらの里の指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 108 号 根来公園墓地の指定管理者の指定について
- 日程第 22 請願第 2 号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書
- 日程第 23 請願第 3 号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書
- 日程第 24 議員派遣について
- 日程第 25 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第 88 号から議案第 108 号までの議案 21 件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第 2 号及び請願第 3 号の請願 2 件につきましては、厚生文教常任委員会の請願審査報告、報告に対する質疑、討論、採決、それと議員派遣の件と、委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 議案第 88 号 専決処分の承認を求めることについて

(岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正) ~

日程第 21 議案第 108 号 根来公園墓地の指定管理者の指定について

○田畑議長 日程第 1 議案第 88 号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正)の件から日程第 21 議案第 108 号 根来公園墓地の指定管理者の指定の件までの議案 21 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 21 件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いします。

○梅田議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

12 月 9 日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第 89 号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてのほか議案 15 件です。

当委員会は、12 月 11 日水曜日、午前 9 時 30 分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施いたしました。

議案第 90 号 職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 91 号 岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第 92 号 会計年度任用職員制度の導入のための関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第 93 号 岩出市農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域活性化基金条例の制定について、議案第 94 号 岩出市森林環境譲与税基金条例の制定について、議案第 96 号 岩出市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、議

案第 97 号 岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について、議案第 98 号 岩出市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第 99 号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第 3 号）所管部分、議案第 103 号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 104 号 令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第 2 号）、議案第 105 号 市道路線の認定について、議案第 106 号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について、議案第 107 号 根来さくらの里の指定管理者の指定について、議案第 108 号 根来公園墓地の指定管理者の指定について、以上 15 議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第 90 号、議案第 91 号、議案第 92 号、議案第 93 号、議案第 94 号、議案第 96 号、議案第 97 号、議案第 98 号、議案第 99 号の所管部分、議案第 103 号、議案第 104 号、議案第 106 号、議案第 107 号及び議案第 108 号は可決、議案第 105 号は認定しました。

議案第 89 号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第 89 号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正については、今回の改正による費用の全額はどれぐらいか。について。

議案第 90 号 職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第 91 号 岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、質疑はありませんでした。

議案第 92 号 会計年度任用職員制度の導入のための関係条例の整備に関する条例の制定については、岩出市職員定数条例の中で、議長と記載されているが、問題はないのか。について。

議案第 93 号 岩出市農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域活性化基金条例の制定については、条例を制定し、地域活性化基金をつくらなければいけない理由は。事業者から申し出があった期日は、いつか。基本計画において、どの業者から申請があっても対応できるものにすべきではないのか。について。

議案第 94 号 岩出市森林環境譲与税基金条例の制定について、質疑はありませんでした。

議案第 96 号 岩出市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定については、市として、この条例をどのように生かしていくのか。観光面で、関連団体の協議会

において一定の方向性は出ているのか。について。

議案第 97 号 岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について、議案第 98 号 岩出市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第 103 号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 104 号 令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第 2 号）及び第 105 号 市道路線の認定について、質疑はありませんでした。

議案第 106 号 さぎのせ公園の指定管理者の指定については、指定管理者の指定において入札業者が少ない理由は。また、何社かの中から選定するのが妥当かと考えるが、入札の内容を変更する等の考えはないのか。

議案第 107 号 根来さくらの里の指定管理者の指定について及び議案第 108 号 根来公園墓地の指定管理者の指定について、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、井神慶久議員、演壇でお願いいたします。

○井神議員 おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12 月 9 日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第 88 号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）のほか議案 5 件です。

当委員会は、12 月 12 日木曜日、午前 9 時 30 分から開催し、審査を実施しました。

議案第 88 号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）、議案第 95 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第 99 号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第 3 号）所管部分、議案第 100 号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 101 号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 102 号 令和元年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、以上 6 議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第 88 号は承認、議案第 95 号、議案第 99 号の所管部分、議案第 100 号、議案第 101 号及び議案第 102 号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第 88 号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）では、それぞれの勤務時間は。保育所の給食調理配膳補助員は調理師免許を持っているのか。学校給食と保育所の補助員で金額に違いがあるが、統一した時間給にすべきではないか。について。

議案第 95 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでは、償還金の支払い猶予が想定される事例は。また、その基準を定めておくべきではないのか。について。

議案第 99 号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第 3 号）所管部分では、重度心身障害児（者）医療扶助費の増額理由は。また、周知についてどのように行ってきたのか。国民年金のシステム改修委託料の詳細は。また、委託先はどこを想定しているのか。障害者総合支援給付費の増額理由について、どのように分析しているのか。学校光熱水費の増額について。エアコン導入時に電気と都市ガスの試算を行い比較したのか。エアコン設置後、学校現場でどのような効果があったのか。について。

議案第 100 号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）では、国民健康保険事業運営基金積立金はどのように使われるのか。システム改修委託料の内容について。

議案第 101 号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）では、地域密着型介護サービス給付費について、要介護認定された人がふえたのか。もしくはサービスを受ける人がふえたのか、要因について。要介護認定の階層別の人数は。について。

議案第 102 号 令和元年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額理由について。また、医療費の高騰を抑えるための対策はどのように考えているのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第 88 号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）の件、議案第 90 号 職員の給与に関する条例の一部改正の件、議案第 92 号 会計年度任用職員制度の導入のための関係条例の整備に関する条例の制定の件、議案第 93 号 岩出市農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域活性化基金条例の制定の件、議案第 94 号 岩出市森林環境譲与税基金条例の制定の件、議案第 95 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件、議案第 96 号 岩出市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定の件、議案第 97 号 岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正の件、議案第 98 号 岩出市下水道事業の設置等に関する条例の制定の件、議案第 99 号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第 3 号）の件、議案第 100 号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件、議案第 101 号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の件、議案第 102 号 令和元年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件、議案第 103 号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件、議案第 104 号 令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第 2 号）の件、議案第 105 号 市道路線の認定の件、議案第 106 号 さぎのせ公園の指定管理者の指定の件、議案第 107 号 根来さくらの里の指定管理者の指定の件、議案第 108 号 根来公園墓地の指定管理者の指定の件、以上、議案 19 件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案 19 件に対する討論を終結いたします。

議案第 88 号、議案第 90 号及び議案第 92 号から議案第 108 号までの議案 19 件を一括して採決いたします。

この議案 19 件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号は、原案のとおり承認、議案第 90 号、議案第 92 号から議案第 104 号及び議案第 106 号から議案第 108 号までの議案 17 件は、原案のとおり可決、議案第 105 号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第 89 号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。



まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第 89 号に反対の立場で討論を行います。

日本経済は、安倍内閣のもと不況が続き、景気回復の兆しすら生まれてきていません。このような中で、ことし 10 月には消費税の増税が行われ、中小零細企業の倒産もふえ続けてきています。今、市民の暮らしは、この間の消費税の増税や物価の上昇、労働者の実質賃金の減少、年金の実質的な減額などで一層厳しさを増してきています。このような状況の中で、特別職や議員の報酬を引き上げるということは、到底市民の理解は得られないものと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 私は、議案第 89 号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

本市の市議会議員及び特別職の期末手当については、民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準じた条例改正を行っているところであり、給与水準は、経済、雇用情勢等を反映して、労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であります。

また、過去において、人事院の引き下げの勧告時にはそれに準じた条例改正を行っており、これまでどおり人事院の勧告に準じた条例改正を行うことで、市民の理解が得られるものと考えます。

以上述べました理由により、私は本議案に賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第 89 号に対する討論を終結いたします。

議案第 89 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第 89 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 91 号 岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第 91 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、私は反対の討論を行います。

2017 年、地方公務員法と地方自治法が改正され、2020 年 4 月から自治体の非正規職員に会計年度任用職員が導入されることになりました。今回の法改正の内容は、住民の命と暮らしを守る地方自治の担い手である地方公務員制度の大転換です。また、公務員運営のあり方そのものも変質させる危険性を含んでおります。

具体的に指摘をしておきたいと思います。ふえ続ける自治体非正規職員であります。自治体職員は、1994 年の 328 万人をピークとして、定員適正化やアウトソーシングなどにより、23 年連続で減り続けております。さらに、市町村合併による組織機構再編でも削減が進みました。2006 年から 2016 年までに自治体正規職員は約 26 万人が減少し、274 万人となっていますが、非正規職員は約 21 万人ふえ、64 万人となっております。正規職員が非正規職員に置きかえられている実態がうかがえます。

自治体の非正規職員は、一般事務はもとより保育、給食調理、ケースワーカーなどの職種に広がり、本格的・常態的業務を担っております。保育では、7 割が臨時保育士という実態もあります。しかし、給料は正規の 3 分の 1 から半分程度、任用期間は半年や 1 年の期限つきで繰り返し任用され、何十年も働いても昇給はなし、通勤手当など各種手当も不十分で、年金や各種休暇でも正規職員と差がつけられております。

公務の担い手は、住民の命と暮らしを守る賢良。自治体の業務は専門性が要求され、臨時的で非常勤的な職員が担うことを想定していませんでした。しかし、前述のように、全国の自治体へ行政コスト削減のため、非正規化が進み、任用根拠も更新方法、雇いどめ期間など、まちまちとなっている実態が生まれております。

今回の法改正は、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務員への厳格化されている実態を追認し、固定化するものであります。ここには非正規化を進めてきた政府や地方自治体の責任には、一切触れられていません。それどころか、住民の暮らしに密着した仕事のほとんどを非正規職員に担わせることを正当化するものとなっております。

今回の法改正は、非正規職員の任用根拠、適正化と会計年度任用職員の新設、も

う1つは、期末手当支給など、処遇改善関係ですが、不十分であります。現在の臨時非常勤職員はどうなるのか。今回の法改正により、任用根拠の適正化では、特別職非常勤は、学識経験の必要な職に厳格化し、臨時的任用職員は、常勤の欠員への対応にするとしております。それ以外の臨時非常勤職員は、原則として会計年度任用職員に移行するというものであります。

しかし、会計年度任用職員の導入は、地方公務員制度の大転換にかかわる内容であり、自治体職員の働き方としても、また、住民のための公務員への視点からも考えてみる必要があります。

任用に関する問題として、任用、採用に当たっては、競争試験、または選考によるものとし、任用期間は4月1日から翌年の3月31日までとなっております。なお、再度の任用もあり得るとしてはありますが、その際にも手続がなく、更新されたり、長期にわたって継続して勤務できるといった誤解を招きかねないように留意するとしております。1会計年度内を超えた範囲を任用期間を明確にしたことで、更新しないことにも根拠を与えるものとなっております。

雇用中断の問題であります。現在、多くの自治体で臨時非常勤職員の雇用更新に当たっては、雇用中断、空白期間を設けております。短くて1日、長い場合は15日や1カ月の場合もあります。これは連続して雇用しているということで、退職手当や社会保障の適用となることを逃れる目的があります。また、年休付与についても、雇用中断を理由に、繰り越しを認めておりません。

フルタイムとパートタイムの格差の問題であります。会計年度任用職員には、フルタイムとパートタイムが規定されていますが、ここにも大きな格差を持ち込んでおります。臨時的任用職員は7時間45分で7,040円、パートタイムにおいても差があります。フルタイムには退職手当が支給できますが、パートタイムには支給できず、特殊勤務手当も支給できないとされております。

また、1週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い場合は、パートタイム会計年度任用職員とされ、現在の多くの臨時非常勤職員がパートタイム会計年度任用職員にされてしまう危険性もあります。実際に7時間パートの臨時職員には不安が広がっております。

一般職化についてであります。会計年度任用職員は、一般職地方公務員とされることにより、地方公務員法に規定される公務上の義務、規律、人事評価が適用されます。上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務や政治的行為の制限などもあります。また、フルタイム会計年度任用職員には、兼業

禁止が適用されます。労働条件面では、正規職員との格差を残したまま、義務や規律、処罰だけは正規職員並みということは問題です。会計年度任用という弱い立場の職員へ過度な命令、服従を強要し、規律や義務を殊さら強要することは、物を言えない職員や職場環境につながることであります。

次に、財源問題であります。給与水準の考え方は、これまで職務経験全てを考慮する必要はないとして、事務補助職員については、正規職員の初任給基準額を上限目安としております。マニュアルでは、同一労働・同一賃金ガイドライン案を踏まえてとしていますが、正規・非正規の差は歴然と残され、固定化されるものであります。

岩出市においては、期末手当、退職手当の支給をすると本会議で答弁しましたが、労働協約での明記はなく、不安定であります。これらの手当は支給できるとされており、自治体が財政難を理由に、支給しないことも考えられます。

今回の会計年度任用職員の導入が自治体業務のアウトソーシングの拡大とそれによる臨時非常勤職員の削減につながる懸念があります。この制度は、正規職員にも下見て暮らせの職場環境を培養し、結果的に労働条件の低下を引き起こしていきます。

自治労連が 1995 年に発表した自治体労働者の権利制限では、全ての自治体労働者の権利保障こそ、住民生活と地方自治擁護の道であり、職務命令に対して、自治体労働者と住民の基本的な人権を侵害するおそれがあるとき、これを拒否する権利を有するとうたっております。

正規職員は権力的業務中心、住民との接点は不安定雇用の会計年度任用職員という自治体職場は、この権利宣言には相入れないものであります。官制ワーキングプアの解消とともに、低下をさせることとなります。

同一労働、同一賃金の理念に基づき、正規労働者への投与が求められます。今回の改正は 100 点満点の 45 点であると言えます。

よって、私は反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第 91 号 岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

この条例の制定は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、岩出市での会計年度任用職員の給与

等を定めるために制定するものです。

臨時職員及び非常勤職員の制度については、従来、制度が不明確で、全国の地方公共団体によって、任用、勤務条件に関する取り扱いがさまざまであったものが、会計年度任用職員制度に移行することで、統一的な取り扱いに定められることとなります。

また、この条例により、従来支給のなかった期末手当について、常勤の職員と同様に期末手当が支給されるようになり、勤務時間が減少される方は、月の収入は減少しますが、期末手当が支給されることにより、年収でアップするものとなります。さらに、任用年数に伴い、給料月額が引き上げられる制度となっていることから、従来の一律の単価で支給よりも条件が向上していると考えます。

よって、国の制度改正に沿って、従来よりも勤務条件の引き上げを行っていることから、私は本案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第 91 号に対する討論を終結いたします。

議案第 91 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第 91 号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 22 請願第 2 号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書

日程第 23 請願第 3 号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書

○田畑議長 日程第 22 請願第 2 号 「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書及び日程第 23 請願第 3 号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件の請願 2 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました請願 2 件に関し、請願審査報告書が提出されていますので、厚生文教常任委員長から報告を求めます。

厚生文教常任委員長、井神慶久議員、演壇でお願いします。

○井神議員 厚生文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

12月9日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第2号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書、及び請願第3号「子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書」の2件です。

当委員会は、12月12日木曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続き請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑を行い、討論の後、賛成者少数により、請願第2号及び請願第3号は不採択となりました。

以上が、委員会での請願書の審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

請願第2号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書では、障害者自立支援給付事業の補装具給付費で補聴器の費用を支給しているが、それでは不十分なのか。加齢性難聴が鬱や認知症につながる科学的な根拠はあるのか。について。

請願第3号「子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書」では、子供医療費の1割負担が重いと考えている理由は。について。

以上が、請願書の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は請願ごとに行います。

請願第2号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 請願第2号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書の採決に当たり、反対の立場から討論を行います。

現在、障害者総合支援法に基づく障害者自立支援給付事業の補装具給付費におい

て、補聴器購入に対する助成が実施されています。補装具給付費による補聴器購入助成は、身体障害者手帳の等級が一番低い6級を取得された方から対象となり、所得制限や購入基準額に上限はありますが、年齢にかかわらず助成を受けることができます。また、購入基準額の1割が自己負担となりますが、住民税非課税世帯や生活保護世帯については自己負担がなく、一定の所得水準の方に対する配慮もなされております。

国の定める社会保障政策は、公平な制度の構築が図れることが基本であると考えておりますので、高齢者にとって耳の聞こえにくさが生活に与える影響は十分理解いたしますが、加齢性難聴が鬱や認知症につながるという根拠が明確でない中、高齢者の1つの事由のみを対象とした制度創設や制度拡充は福祉施策全体のバランスを失すと思われまます。

また、今後、少子化・高齢化が進展し、人口が減少に向かうことが確実に予測される中、労働力人口の減少に伴う税収の低下、高齢化に伴う社会保障費の増大などを考えますと、福祉施策は財源や他の施策とのバランスを勘案しながら推進していくべきであると考えます。

以上のことから、現時点では、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書につきましては、採択すべきではないと申し上げ、反対討論いたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 請願第2号の賛成討論を行います。

高齢者は70歳代の男性の23.7%、女性は10.6%、80歳代では、男性が36.5%、女性は28.8%の方が難聴者となっていると言われております。難聴になると、家族や友人などとの会話が少なくなるだけでなく、外出を控え、コミュニケーションがとりにくくなり、認知機能の低下が3割から4割も正常聴力の方より悪化が見られます。

厚労省の介護予防マニュアルでも、高齢者の引きこもりの要因の1つに、聴力の低下を上げて、対策を求めています。しかしながら、現在、難聴者の14.4%しか補聴器をつけていないとの推計も出ています。これは補聴器の価格が30万円以上するものもあり、高く買えないからです。現在、身体障害者福祉法第4条で規定する高度・重度難聴の場合は、補装具支給制度で1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの対象者はわずかで、約9割の方は自費で購入

をせざるを得ないものとなっており、高齢者に対する補助制度の創設が求められています。

ことし3月に、日本共産党の大門実紀史参議院議員が加齢性難聴者の補聴器購入への補助制度を求める質問を行いました。質問に対して、厚労省審議官は補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防効果を検証するための研究を推進すると答弁、麻生太郎財務省は、やらなければならない必要な問題と述べています。

現在、国に補聴器購入費用の助成を求める意見書を採択する自治体が急増しています。兵庫県議会は、2018年12月に全会一致で採択を行い、その後、同様の内容で各地の市議会、町議会で、次々に意見が提出されてきているのです。衆議院事務局の集計では27議会が採択されており、全国市議会議長会のホームページでは、旭川市議会、小金井市議会、丸亀市議会など、8市議会が新たに意見書を採択したと、追加がされてきています。

国も制度としてやらなければならないと認識をしている中で、地方議会が補聴器の購入制度に対する必要性の後押しを行い、住民の生活が改善できるように、国における制度の実現を目指していくのが地方議会の役割ではないのでしょうか。岩出市議会においても、この請願を採択し、国に意見書を上げることこそ、私たち議員の姿勢だと考えますので、この請願については賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、請願第2号に対する討論を終結いたします。

請願第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○田畑議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択と決しました。

請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の採決に当たり、反対の討論を行います。

医療費助成制度については、以前の定例会でも同僚議員が申し上げていたとおり、市町村それぞれの事情に左右されることなく、国の責任において、社会保障政策の一環として公平な制度の構築が図られることが基本であると考えております。

当市議会としても、その一環として、平成 27 年 6 月に子供医療費助成制度の創設を求める意見書を国に提出し、また、全国市議会議長会においても、国の制度として整備し、財源の確保に努め、早期に実施されるよう強く要望しておりました。

市長においても、第 126 回近畿市長会総会において意見書の決議をされるなど、取り組んでおられます。当市における子供の医療費については、順次助成拡大が図られ、小中学生の医療費について申し上げますと、平成 22 年 4 月診療分から小学生の入院医療費について拡大され、平成 27 年 8 月診療分から未就学から中学生まで全ての所得制限を撤廃した上で、中学生の入院及び小中学生の外来医療費についても助成が拡大、また平成 29 年 8 月診療分から小中学生の外来医療費において、償還払い方式から現物給付方式に支払い方法を改善されるなど、取り組みがなされております。子育て支援に寄与しているものと考えます。

今後も子供医療費助成制度を将来にわたって持続可能な事業として、適正に推進していくために、子育てについての第一義的責任を有する保護者に応分の負担をしていただくことは必要であります。また、子育て施策は子供の医療費だけではございません。市においては、子育て施策を初めとするさまざまな福祉施策として、社会保障制度の充実、地域医療体制の充実、総合的な子育て支援、高齢者福祉及び障害者福祉サービスの充実等、あらゆる事業に積極的な取り組みを行うなど、限られた財源の中でバランスを考慮しつつ事業が進められています。住民全体の福祉の向上を考えていく上において、他の施策との関係を考慮しながら市の施策全体の底上げを図っていくバランス感覚が必要であると考えます。

以上のことから、私は、この請願書を採択することに反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 請願第 3 号について賛成の討論を行います。

子育て世代の所得分布を見ると、20 代、30 代では 300 万円代の所得が多くなっています。このような中で、和歌山県下の自治体が、少子化対策、子育て支援として子供医療費の無料化の拡充が行われてきています。しかし、和歌山県内では岩出市だけが子供医療費無料化制度で 1 割負担を行っていることが、自治体としてどうなのかが問われているものです。

最大の問題点は、岩出市政の子供がいる保護者への考え方です。どの親でも子供に対して、健康面や日常生活において、危険な状況となっていないかを注意深く見えています。ところが、岩出市では、医療費を1割負担しなければ親が子供に注意を払わないという考えのもと、保護者に負担を押しつけてきています。このような考え方をしているのは岩出市しかないのではないのでしょうか。

行政のこのゆがんだ考えを正すことこそ、議員、議会の役割と考えます。全国的な状況がどうこうではなく、国が実施しない中で生まれている地域間格差、この状態を議会として見過ごすことがいいのかが問われている問題でもあります。

中学生まで無償化をするのに、あと3,000万円あればできます。岩出市の平成31年度決算では4億3,000万円もの実質黒字でした。わずか3年で10億円基金が積み上げられている状況です。財政的にも施策を実施することはできます。子供医療費無料化制度を拡充して、安心して子育てができる医療制度にしてほしいとの願いは岩出市民の切実な思いです。

市民の願いを実現するために、この請願の採択を求めて賛成討論といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、請願第3号に対する討論を終結いたします。

請願第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○田畑議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議員派遣について

○田畑議長 日程第24 議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 25 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 日程第 25 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から会議規則第 104 条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を 12 月 19 日木曜日、午前 9 時 30 分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を 12 月 19 日木曜日、午前 9 時 30 分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10 時 25 分)

